

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：令和4年11月10日

②施設・事業所情報

| | |
|-------------------------------|--|
| 名称：すず風こども園 | 種別：保育所型認定こども園 |
| 代表者名：理事長 饒平名 勝彦 園長 饒平名 志子 | 定員（利用人数）：152（155）名 |
| 浦添市内間4-25-18 | |
| TEL：098-943-2499 | ホームページ https://www.wakame.org/ |
| 【施設・事業所の概要】 | |
| 開設年月日：令和2年4月1日 | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 わかめ福祉会 | |
| 職員数 | 常勤職員：29名 非常勤職員：4名 |
| 専門職員 | 保育教諭：23名 |
| | 保育士：2名 |
| | 看護師：1名 |
| 施設・設備の概要 | 保育室、遊戯室、中庭、職員室、職員更衣室、防犯ベル、警備システム、AED |

③理念・基本方針

保育理念

○豊かな人間性を持ち、社会に貢献、奉仕できる子どもの育成

基本方針

○心豊かで自ら進んで生活のできる子の育成

○心の力 学ぶ力 身体の力の育成

保育目標

○返事やあいさつができる元気な子

○目当てに向かって頑張る子

○友達や生き物に優しい子

④施設・事業所の特徴的な取組

運営主体の社会福祉法人わかめ福祉会は、昭和45年那覇市で保育園の運営を開始し50年余の実績があり、現在那覇市・うるま市・糸満市・浦添市に11箇所のこども園を運営している。すず風こども園は令和2年4月浦添市で保育所として開園し、令和3年4月に保育所型認定こども園に移行して現在3年目である。園は、交通の便の良い市街地に立地している。幹線道路に面して駐車場が整備されており、保護者の送迎に配慮されている。敷地を有効活用し、3階建ての園舎に屋上やベランダを設置。道路に面した階段の踊り場には大きなガラス窓が配置され、子どもたちが戸外の環境に興味・関心を持てるように日々の保育活動で活用している。園の前にバス停があり、地域の通り会と協力して周辺の美化活動を実施している。また、地域や待合の人々の目につきやすい位置に子育て支援や地域の情報を掲示するなど情報発信に努めている。

⑤第三者評価の受審状況

| | |
|-------------------|--------------------|
| 評価実施期間 | 令和4年6月11日（契約日） ～ |
| | 令和5年2月20日（評価結果確定日） |
| 受審回数 （前回の受審時期） | 初回受審 |

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 明確になった課題に対し、迅速に対応し改善を図っている。

保護者からの要望等については「保護者からの贈り物・進化の芽」と捉え、迅速な対応・改善を実施している。対応・改善策として短期・中期の視点を取り入れ、改善点・担当者・実施方法・評価項目が記載されたフォーマットを活用している。利用者アンケート等から抽出された課題として、ホームページや掲示物等の情報提供の件、駐車場利用の件、保護者対応の件等についての要望・意見に対し、フォーマットに記載することにより、実施時期・担当者を明記し改善を図っている。又、法人内各園の第三者評価における指摘事項について話し合いを行い、文書に明記する等迅速に対応し改善を図っている。

2) 子どもの基本的な生活習慣と主体的に学ぶ意欲の確立に取り組んでいる。

保育計画は、年齢に応じた基本的な生活習慣に関する自立のための年間、月間指導計画となっており、職員はその目安にそって言葉掛けや援助を行い、子どもの主体性に配慮している。また活動時間のメリハリを付け、午睡時は落ち着いて眠れるよう静かな環境を整えるなど配慮している。

生活習慣の習得にあたっては、子どもの興味を引き主体性を持たせることで強制することなく取り組んでいる。フラッシュカードを使った取り組みでは、子どもの集中力が高まるだけでなく、自然にひらがなに興味を持ち、読めるようになる等生活や遊びの中で文字や数字に触れる環境を整え楽しみながら学ぶことにつながっている。

◇改善を求められる点

1) 整備されたマニュアルの周知と活用が期待される。

職務マニュアルについては、法人の作成したマニュアルをもとに各園の実情に合わせて具体的に詳細に作成されている。この職務マニュアルは、すべての職員で共有するものとして事務室に備え付けられているが、各職員の手元に配布されていないことから、実際の対応は保育士間の直接的な指導で対応されている。新採用の職員をはじめ一人ひとりの職員にとってのスキル向上が均等に実現できるように、各保育室にも備え付けるなど職務マニュアルの内容がすべての職員に周知され、日々の保育実践にさらに活用されることを期待したい。

2) 遵守すべき法令等の理解・周知についてさらに深める工夫が期待される。

遵守すべき法令等について、園長は情報を収集し一覧表にまとめている。法令内容についてはファイリングを行い職員に周知しているが、経験年数等の差によって職員間の理解度には差があり課題となっている。複数の遵守すべき法令等の優先順位を明確にし、法令の概要等をファイルして、各クラスに配置する等職員の理解がさらに均等に浸透するような工夫に期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価受審でしたが、評価を通し様々な角度から助言を頂き、大変勉強になりました。園の立ち上げからすぐに新型コロナウイルス感染症が流行り始め、これまで経験したことのない事態に、右往左往することも多くございましたが、今回の受審を通し、職員全体で客観的な振り返りを行うことができました。高評価いただいた点は引き続き強化できるようにし、改善点としてあげられた点は、職員のさらなる資質向上を目指し取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

| 評価項目 | | 評価結果 |
|------------------------------------|--|----------|
| I 福祉サービスの基本方針と組織 | | |
| I-1 理念・基本方針 | | |
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| 1 | 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a |
| 判断基準 | a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。 | |
| | b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 | |
| | c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。 | |
| コメント | 法人の理念を基に、認定こども園の保育理念・保育方針・保育目標が策定され、ホームページや入園のしおりに記載されている。保護者に対しては、入園説明会や保護者会等で説明を行っている。職員は、日々の昼礼や研修会等で読み合わせを行って理解を深め、指針・目標に沿った教育・保育活動を実施している。 | |
| I-2 経営状況の把握 | | |
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| 2 | 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
| 判断基準 | a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | |
| | b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 | |
| | c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。 | |
| 評価機関 | 園は浦添市で開園して3年目となる。園長は、開園当初は浦添市の社会福祉法人立保育園園長会に参加し、2年目にこども園に移行してからは保育園園長会と認定こども園園長会の両会議に参加している。両会議では、市の担当者から市内の入所率の動向や子育て世帯のニーズについての説明や文書の配布、他園との情報交換により地域の動向・実情把握を行っている。また、令和2年に第2期子ども・子育て支援事業計画として制定された浦添市第4次親子プランを用いて、地域の現状と課題を分析し経営に活用している。 | |
| 3 | 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | a |
| 判断基準 | a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | |
| | b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 | |
| | c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。 | |
| 評価機関 | 複数園を運営する法人では、年度ごとに定められた様式での事業計画・事業報告の策定が求められている。園では、事業計画・事業報告の策定過程で、経営環境・経営状況の把握・分析を行っている。理事会・評議員会での他園の報告等から法人全体の経営課題、各園の経営課題を明確にし、各管理者間での共有がなされている。職員については、研修や個人面談等で説明し周知に努めている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--|--|--|
| I-3 事業計画の策定 | | |
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| 4 | 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | a |
| 判断基準 | a | 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。 |
| | b | 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。 |
| | c | 経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。 |
| 評価機関 | 園では、令和2年の開園時にコロナ禍に直面し、感染防止対策の徹底や行事の見直し等、当初の目標を修正しつつ運営を行ってきた。このような現状を踏まえ令和3年度から7年度までの中長期5か年計画を策定している。計画には項目別の事業計画・予算案が明記され、年度末には実施状況を確認し、見直しを行っている。今後も尚一層の教育・保育の質の向上を目指すために理念や基本方針に基づいた中・長期的なビジョン達成のための計画の整備が期待される。 | |
| 5 | 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a |
| 判断基準 | a | 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 |
| | b | 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。 |
| | c | 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。 |
| 評価機関 | 単年度の事業計画には、多様化する保育ニーズに対応することも園づくりを目指すことを掲げており、職員の質向上を目指す研修計画・防災計画・子育て支援計画等が策定され具体的に明記されている。中・長期5か年計画の各年度にも具体的な成果等が明記されており、年度末には実施状況の評価を行い、事業報告書に記載している。 | |
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| 6 | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a |
| 判断基準 | a | 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 |
| | b | 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 |
| | c | 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。 |
| 評価機関 | 単年度の事業計画の策定は、園長・主幹・主任保育教諭の話し合いで作成し、職員会議に提案、全職員の合議を経て決定している。年度末の事業報告書作成時には、計画の実施状況を各クラスで話し合い、その結果を職員会議で報告して園全体の評価に反映している。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|---|--|------|
| 7 | 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。 | a |
| 判断基準 | a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 | |
| | b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。 | |
| | c 事業計画を保護者等に周知していない。 | |
| 評価機関 | 事業計画の内容については、保護者に対して保護者会等で文書で配布し、説明を行っている。玄関先には年間計画や行事等のお知らせ、連絡事項を掲示している。コロナ禍の現状では、保護者会等の実施に制限があるが、送迎時の連絡やホームページでの告知等を行っている。 | |
| I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 | | |
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| 8 | 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | a |
| 判断基準 | a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | |
| | b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 | |
| | c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。 | |
| 評価機関 | 園長は、毎年2回実施している職員の自己評価結果を個人面談で活用している。自己評価の過程で職員は教育・保育の質の向上への取り組みを検証し、次期の目標を策定している。日々の教育・保育活動については、毎月の職員会で話し合い、次月への取り組みに活用している。 | |
| 9 | 評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a |
| 判断基準 | a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。 | |
| | b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 | |
| | c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。 | |
| 評価機関 | 自己評価結果や保護者アンケートを分析し、課題の抽出を行っている。抽出した課題については職員会で話し合い、議事録に記録して職員間での課題の共有化を行っている。対応・改善策として短期・中期の視点を取り入れた改善点・担当者・実施方法・評価項目が記載されたフォーマットを活用している。フォーマットに記載することにより、実施時期・担当者を明記し改善を図っている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--------------------------------------|---|----------|
| II 組織の運営管理 | | |
| II-1 管理者の責任とリーダーシップ | | |
| II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。 | | |
| 10 | 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a |
| 判断基準 | a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 | |
| | b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 | |
| | c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。 | |
| 評価機関 | 園の運営規程・就業規則には、園長の職務内容について明記されている。園長は、園の運営について職員会等で説明を行い自らの責務について、明確に表明している。保護者に対しては、入園説明会・保護者会等の集まり時に行う挨拶や配布する文書等に記載している。園長不在時の権限移譲については、職務分担表に明記している。 | |
| 11 | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | b |
| 判断基準 | a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。 | |
| | b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 | |
| | c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。 | |
| 評価機関 | 遵守すべき法令等について、園長は情報を収集し、一覧表にまとめている。法令内容については、ファイリングして事務室に設置することで職員に周知している。経験の浅い職員と経験の長い職員間で理解の程度に課題がある。複数の遵守すべき法令等について、優先順位を明確にし法律の概要等をファイルして各クラスに配置するなど、より職員間の理解を標準化する取り組みに期待したい。 | |
| II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| 12 | 教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | a |
| 判断基準 | a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。 | |
| | b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 | |
| | c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。 | |
| 評価機関 | 園では、保護者アンケートや送迎時の保護者との会話等から把握した要望について、園長、主幹・主任保育教諭を中心に改善策を話し合い、「保護者からの贈り物 進化の芽」として文書化し、迅速な対応を行うことで、教育・保育の質の向上に取り組んでいる。職員に対する教育・研修については、年に2回の面談や日常的な声掛け等で、各職員の意向や現状を確認して、適切な教育・研修の機会の提供に努めている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|---|---|--|
| 13 | 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 | a |
| 判断基準 | a | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 |
| | b | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 |
| | c | 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。 |
| 評価機関 | 園長は法人内の園長会に参加し、配布される月ごとの人事・労務・財務等の諸表を読み込み、現状把握を行っている。財務については、5か年計画で入園定員の充足を目標に職員間の共有を図っている。人事・労務管理については、社会保険労務士による勉強会に参加しより良い経営やより高い業務の実効性を目指している。 | |
| II-2 人材の確保・育成 | | |
| II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | |
| 14 | 必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b |
| 判断基準 | a | 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 |
| | b | 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 |
| | c | 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。 |
| 評価機関 | 人材確保については、バスツアーや各養成校単位の説明会、合同就職説明会、就職情報フリーペーパーへの掲載等法人全体で組織的に取り組んでいる。業界全体の保育士不足の現状がある。法人の中・長期計画に基づいた人材確保計画の策定と採用した人材の育成について「園の期待する職員像」に沿った人材確保・育成に期待したい。 | |
| 15 | 総合的な人事管理が行われている。 | a |
| 判断基準 | a | 総合的な人事管理を実施している。 |
| | b | 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 |
| | c | 総合的な人事管理を実施していない。 |
| 評価機関 | 園の「期待する職員像」は、10項目の細目が策定され具体的に記述されている。新人職員については、新人研修でその内容について説明している。年に2回実施している園長と職員の個人面談でも活用し、職員個々の自己評価をもとに次年度の目標を設定し共有している。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--|--|----------|
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| 16 | 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a |
| 判断基準 | a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。 | |
| | b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 | |
| | c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。 | |
| 評価機関 | 園長は、職員の就業状況や意向について、面談時や日々の会話から把握している。把握した意向については、業務内容に反映できるように考慮している。福利厚生については年休取得100%を目指す等、職員個々の状況に応じた総合的な働きやすい環境づくりに法人全体で取り組んでいる。 | |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| 17 | 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | b |
| 判断基準 | a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。 | |
| | b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 | |
| | c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。 | |
| 評価機関 | 「期待する職員像」について、事務所に掲示することにより共有化・意識化に取り組んでいる。面談時に活用する個別の面談シートには、自己評価結果と目標が記載されている。今後は、目標達成に向けたプロセス管理や評価についてチェックシートの項目を吟味すること等により、共有化し行動化できる工夫に期待したい。 | |
| 18 | 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a |
| 判断基準 | a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | |
| | b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 | |
| | c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。 | |
| 評価機関 | 法人では、外部講師による階層別研修を定期的実施している。園長は、職員個々の目標や経験、意向を考慮した研修の年間計画を策定し、法人内研修・キャリアアップ研修・その他の研修を実施し職員の資質向上を図っている。また、定期的に研修内容やカリキュラムの評価や見直しを行い次回の研修に活かしている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--|---|------|
| 19 | 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | a |
| 判断基準 | a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。 | |
| | b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 | |
| | c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。 | |
| 評価機関 | 園長は、職員一人ひとりの研修受講状況を把握し、面談等で個々の意向を確認して受講計画を進めている。コロナ禍においては、オンライン研修が主たる研修となり、休憩室にパソコン・Wi-Fiを配置し受講環境を整備して、多くの職員が教育・研修の場に参加できるように配慮している。 | |
| II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | |
| 20 | 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | a |
| 判断基準 | a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 | |
| | b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。 | |
| | c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。 | |
| 評価機関 | 実習生の受入れについては、学校側と実習内容について連携を図り、開園3年目の今年は3名を受け入れている。実習マニュアルを整備し、受入れの際は受入れ担当の主幹保育教諭が指導者となり、実習生を配置するクラス担任に対してマニュアルに沿った研修を実施している。 | |
| II-3 運営の透明性の確保 | | |
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | |
| 21 | 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | a |
| 判断基準 | a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。 | |
| | b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。 | |
| | c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。 | |
| 評価機関 | ホームページには、法人・こども園の理念・方針・目標、事業計画・事業報告等が適切に公開されている。苦情受付窓口については、入園のおしりに記載し玄関先に掲示している。意見箱や個々に報告された保護者からの意見・要望については、保護者承諾の上で、ホームページ上に公表している。交通量の多い幹線道路に面した立地で駐車場にも限りがあり、登園時の混雑の指摘については職員が誘導することにより改善を図っている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|------------------------------------|---|------|
| 22 | 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
| 判断基準 | a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | |
| | b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 | |
| | c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。 | |
| 評価機関 | 適正な運営・経営実施について職務分掌に権限・責任が規定されており、職員に周知されている。園では、毎月専門家による会計指導を受けることにより、運営・経営状況を確認している。又、年2回の公認会計士による外部監査を実施することにより、現状の把握・経営改善の実施等公正な運営に努めている。 | |
| II-4 地域との交流、地域貢献 | | |
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | |
| 23 | 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。 | |
| | b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。 | |
| | c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。 | |
| 評価機関 | ボランティアの受入れなどを含めて、地域の方との交流のための基本的な考え方が文書で示されており、保護者からのニーズが高い医療面の情報や自治会の情報等、地域の社会資源などを保護者に提供している。コロナ禍のため、地域の方を園内に迎え入れて交流することが難しい状況が続いているが、自治会を通して地域から園周辺の花壇の手入れを依頼されるなど、園外においてできるだけ直接的な接触を避けた上での交流に取り組んでいる。また、オンラインを活用して高齢者施設と交流するなど、可能な範囲で地域との交流に取り組む工夫がなされている。 | |
| 24 | ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | a |
| 判断基準 | a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。 | |
| | b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 | |
| | c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。 | |
| 評価機関 | ボランティアや地域の学校教育等への協力に係る職場体験などは、実習生の受入れと併せてマニュアルとして明文化されており、職員に対しても周知するように努められている。コロナ禍の影響により、開園当初からボランティアの受入れを見合わせているために、実際には実習生以外にボランティア等を受入れるに当たっての研修等を行うケースはなかった。ただし、地域住民が作成した手作り作品を園に提供してもらうなど、かかわり方を工夫した交流を通してボランティアが活用されている。コロナ禍の収束後には、ボランティア等を積極的に受け入れる取り組みに期待したい。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--------------------------------------|--|--|
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | |
| 25 | 認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 |
| | b | 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。 |
| | c | 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。 |
| 評価機関 | 関係機関・団体について、必要に応じて職員が情報を得られるように資料が整理され、事務室内に掲示したり職員会議で説明するなど、情報の共有化が図られている。要保護児童対策地域協議会は年3回、市内の保育所・こども園園長会や法人内の園長会についてはそれぞれ毎月1回の間隔で開催されており、定期的な連絡会等を行っている。実際に要保護児童を受け入れていることにより、市役所担当課と連携して対応し、必要に応じて児童相談所とも連携し、情報交換を行っている。 | |
| II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| 26 | 地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。 | b |
| 判断基準 | a | 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。 |
| | b | 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。 |
| | c | 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。 |
| 評価機関 | 開園に当たって地域の自治会と意見交換を行い、園舎の設計をはじめ、様々な意見を取り入れて開園の準備がなされた。その後も自治会の会報を掲示するなど、連携した取り組みのなかで地域のニーズを把握する機会を得ている。また、行政との連携や市内の園長会への定期的な参加によって地域の情報を収集している。不審者の出没情報への協力として、園の防犯カメラの映像を警察に提供するなど、地域から求められるニーズには適宜対応している。地域の子育て支援のニーズに対する取り組みとして適宜相談に応じているが、開園時よりコロナ禍のため対面での訪問を制限していることもあり十分な対応は困難となっている。今後の取り組みに期待したい。 | |
| 27 | 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | b |
| 判断基準 | a | 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。 |
| | b | 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 |
| | c | 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。 |
| 評価機関 | コロナ禍のために地域に開かれた活動が十分に行えていない状況が続いており、可能な範囲での取り組みに終始している。園の前が公共のバス停であることもあり、待合の人々などの目につきやすい位置に子育て支援や地域の情報を掲示して情報発信に努めている。防災についても、地域の乳幼児を抱える世帯も想定して食材等の備蓄を行っており、適切なローリングに基づいて計画的に保管している。今後は、状況に応じた地域との交流を実現することに期待したい。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--|---|----------|
| Ⅲ 適切な福祉サービスの実施 | | |
| Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス | | |
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| 28 | 子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。 | |
| | b 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 | |
| | c 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。 | |
| 評価機関 | 子どもが互いを尊重する心を育てる取り組みとして、「チクチク言葉とふわふわ言葉を使ったディスカッション」を行ったり、年度末の時期の5歳児に対して職員の「サポーター」としての役割を与えて自己肯定感を育てる働きかけを試みるなど、日々の実践で工夫した取り組みがなされている。また、性差や文化の違いに配慮して個々の意思を尊重する取り組みも実践され、子どもだけでなく保護者に対しても理解を得る試みがなされている。全国保育士会倫理綱領を職員間で共有し、同会で作成された「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて年1回、すべての職員を対象にセルフチェックを行っている。 | |
| 29 | 子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。 | a |
| 判断基準 | a 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。 | |
| | b 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。 | |
| | c 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。 | |
| 評価機関 | プライバシー保護については職員マニュアルに示しており、それに基づいてプライバシーに配慮した保育が実施されている。保護者に対しては、スマートフォンでの写真撮影について「撮影は許可するが、SNSへの掲載は不可」とのルールを周知している。立地的に外部から園内部の様子が確認しやすい環境となっているため、着替えなどの際には視線を遮るネットやカーテンとともにマットを活用して仕切りを作るなど、設備面を工夫することでプライバシーに配慮している。 | |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。 | | |
| 30 | 利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。 | a |
| 判断基準 | a 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。 | |
| | b 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 | |
| | c 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。 | |
| 評価機関 | 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報提供ができるように、園のパンフレットを行政の窓口や近隣の児童館等に配布するとともに、ホームページを活用して周知が試みられている。コロナ禍のために園の見学は1組ずつ案内することになっているが、希望があれば時期を問わず積極的に受け入れていることから、利用者にとって質問しやすい状況となるなど、きめ細かな対応が可能となっている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--------------------------------|--|------|
| 31 | 教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。 | a |
| 判断基準 | a 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。 | |
| | b 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 | |
| | c 教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。 | |
| 評価機関 | 教育・保育の開始や内容の変更については、入園のしおりや重要事項説明書に基づいて説明が行われ、同意書に記すことで園と保護者の双方に書面で確認されている。特に配慮が必要な保護者への対応については、担当の保育者以外がお迎えなどの対応をする場合には、職員間で担任に確認できるような連携についてルールとして設定しており、適切な運用が図られるよう工夫されている。 | |
| 32 | 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。 | a |
| 判断基準 | a 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。 | |
| | b 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。 | |
| | c 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。 | |
| 評価機関 | 教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が定められており、保護者の同意を得て転園先へ要録を送付し引継ぎが行われている。また、利用が終了した後にも相談に対応することが説明されており、対応する窓口も設置されている。 | |
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。 | | |
| 33 | 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。 | |
| | b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 | |
| | c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。 | |
| 評価機関 | 日々の保育の子どもの姿から得られた様子を指導計画に反映して、その後の保育の展開に活用している。行事後や個人面談前にアンケートを実施したり、定期的に年2回、または、それ以外にも適宜面談を実施している。保護者アンケートの項目は年度毎に職員間で見直しを行い、次年度の実施につなげている。保護者会には園長、主任・主幹保育教諭が参加し、保護者の意見を聴取する機会として活用している。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|---|---|----------|
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | |
| 34 | 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | a |
| 判断基準 | a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。 | |
| | b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 | |
| | c 苦情解決の仕組みが確立していない。 | |
| 評価機関 | <p>苦情だけでなく、発表会の感想など、広く保護者の意見を収集する取り組みがなされている。苦情解決については体制が整備され、その仕組みは重要事項説明書に明記され、入園説明会等で周知されている。また、玄関には苦情解決についての説明や連絡先、意見箱等が設置されており、広く利用者が意見を挙げやすいような環境が工夫されている。現在、ICT化の一貫で保育・教育現場向けの業務支援ツールの導入を検討しており、そのなかに苦情対応のサービスが含まれる予定である。受けつけた苦情に対しては書面で回答するとともに、保護者の了解を踏まえて園だよりやホームページにて公表している。</p> | |
| 35 | 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 | a |
| 判断基準 | a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。 | |
| | b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。 | |
| | c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。 | |
| 評価機関 | <p>保護者には入園式や懇談会において重要事項説明書や入園のしおりを活用して、相談窓口についての説明をしている。実際に相談を受けた場合には、日程や時間帯を調整したり必要に応じて園長室を活用するなど、意見を述べやすい環境への配慮がなされている。日常的にも送迎時には主任や主幹保育教諭、保育者が玄関に立ち、保護者が気軽に声をかけやすい環境を整えている。</p> | |
| 36 | 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | a |
| 判断基準 | a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。 | |
| | b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。 | |
| | c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。 | |
| 評価機関 | <p>保護者からの意見や相談に対応できるよう、日々の対面でのやりとりとともに連絡帳や意見箱等を活用してこまめなコミュニケーションを図っている。また、保護者アンケートの結果から意見や要望を把握し、保護者対応に関するマニュアルに沿って迅速に対応する体制を整備している。保護者からの意見をもとに年度末には毎年見直しを行っている。</p> | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--|---|---|
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 | | |
| 37 | 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a |
| 判断基準 | a | リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。 |
| | b | リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 |
| | c | リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。 |
| 評価機関 | リスクマネジメントの責任体制が明確で、安全委員会を中心に定期的に室内外の安全点検が行われている。法人単位で注意喚起の情報が共有されており、法人で作成された事故防止マニュアルを各園の実情に合わせた具体的な内容に見直し、毎年更新している。特に乳幼児の事故防止については、意識して取り組んでいるが各地で事故報道等が相次いでおり、職員間に力量の差があるので、さらに意識を高めていけるよう注意喚起している。 | |
| 38 | 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。 |
| | b | 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。 |
| | c | 感染症の予防策が講じられていない。 |
| 評価機関 | 感染症対策についての責任や役割を定めた管理体制が整備されている。看護師を中心に安全委員会において具体的な対策を講じ、感染症マニュアルに基づいて主任保育教諭等からの直接的な声かけで対応している。保護者に対しては、きょうだい児の在籍を考慮しながらクラス単位で注意喚起が行われており、保健だよりなどで定期的に情報提供がなされている。また、適宜マニュアルの見直しが行われ、具体的に電解水での消毒や歯ブラシの持ち帰りなどの対応を変更している。実際に感染症が発生した場合は、保護者に個別に電話にて連絡している。 | |
| 39 | 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 |
| | b | 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 |
| | c | 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。 |
| 評価機関 | 災害時の対応体制や子ども、保護者、職員の安否確認の方法が定められており、年間を通した防災計画の作成を踏まえて計画的に避難訓練を実施している。また、食料や備品等の備蓄も計画的に行われており、園児1人ずつに当たる防災キットを購入している。訓練後の安全委員会における振り返りで、避難誘導のクラスの順番を見直したり、避難経路によって必要となる避難用のサンダルを新規に購入するなどさらなる対策の向上に努めている。不審者対策などについても、今後、具体的に警察との連携を検討している。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--|---|---|
| Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 | | |
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 | | |
| 40 | 教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。 | b |
| 判断基準 | a | 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。 |
| | b | 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。 |
| | c | 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。 |
| 評価機関 | 認定こども園教育・保育要領に沿って全体的な計画や年間指導計画が作成されている。経験年数が浅い職員も多いため、意識的に主任保育士等がクラスにかかわることで、担任等と連携した取り組みが実践されている。園として内容が充実した職務マニュアルを作成しているが、各職員の手元に配布されていないことから実際の対応は掲示物や保育士間の直接的な指導で対応されており、一人ひとりの職員にとってのスキル向上が均等に実現できることに期待したい。 | |
| 41 | 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | b |
| 判断基準 | a | 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。 |
| | b | 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 |
| | c | 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。 |
| 評価機関 | 教育・保育の標準的な実施方法に基づいて法人単位で作成されたものをもとに、園の実情に合わせて年度毎に見直しを継続している職務マニュアルが作成されている。見直しに向けて、日々の業務において職員や保護者からの意見を蓄積するように努めており、年度末の更新作業にてまとめて反映させている。職務マニュアルの内容が充実したものであることから、OJTで活用する上では細かすぎる部分もあり、実際の指導に当たっては内容を活用しやすくすることが課題として認識されている。 | |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | | |
| 42 | アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 | a |
| 判断基準 | a | アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。 |
| | b | アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 |
| | c | アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。 |
| 評価機関 | 園としての全体的な計画が策定された上で、各クラスの年間指導計画が作成されている。指導計画の作成に当たっては、主任保育教諭等も関与しながらクラス担任によるアセスメントに基づいて取り組まれている。個々の子どもの家庭状況は、クラスリーダーを中心に児童票で確認した上で個別の指導計画等が作成されており、個人記録の様式には支援の目標と評価の欄が設けられていることで、アセスメント及び評価に基づいた実践がなされている。支援困難ケースへの対応については、行政とも情報を共有しつつ連携して取り組まれている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|---------------------------------------|--|------|
| 43 | 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 | a |
| 判断基準 | a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。 | |
| | b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。 | |
| | c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。 | |
| 評価機関 | 年間計画は年度初めに保護者に対して懇談会の場でおおまかに説明しており、面談時には個別の計画を伝えている。年間計画はあらかじめ4期に分かれて確認することになっており、さらに保護者の意向やクラスの様子を踏まえて必要に応じて見直しを行っている。緊急に指導計画を変更する必要がある場合には、園長や主任・主幹保育教諭との協議の上で実施しており、実際に書類の様式を変更した事例もある。 | |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。 | | |
| 44 | 子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 | a |
| 判断基準 | a 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 | |
| | b 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 | |
| | c 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。 | |
| 評価機関 | 子ども個々の記録については、児童票及び個別指導計画に基づいて定期的に記録されている。記録様式については令和4年4月に園長からの周知に基づき変更されているが、記録要領としては次年度のマニュアルに変更を反映する予定となっている。記録様式は0～2歳児は手書きで、それ以外の様式は園内のネットワークにおけるデータで管理されている。個々の職員の記録のスキルについては若手職員に対する指導を主任保育教諭等が努めているが、現状として課題が多いとの認識があり毎日の昼礼・月1回のリーダー会を開催することで職員間の情報共有を目的とした取り組みがなされている。 | |
| 45 | 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | a |
| 判断基準 | a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。 | |
| | b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 | |
| | c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。 | |
| 評価機関 | 子どもの記録の管理や情報提供については個人情報保護規程に基づき園長の責任のもとに管理されている。その遵守については職員に対して研修を行って周知しつつ、年度初めには職員と誓約書を交わしている。個人情報の取扱いについては、情報の保護とともに目的に応じて使用する範囲の提示や法令等に基づく場合など、必要な場面における制限された使用について定めている。保護者に対しては重要事項説明書や入園説明会などで説明しており、同意書を得ている。 | |

| | | 評価項目 | 評価結果 |
|-------------------------------------|--|---|---|
| 内容 | A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育 | | |
| | A-1-(1) 子どもの権利擁護 | | |
| 46 | A① | A① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 | a |
| | 判断基準 | a | 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。 |
| | | b | — |
| | | c | 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。 |
| 評価機関 | 子どもの権利擁護については、虐待に関する園外研修への参加と、園内での伝達研修を実施している。子どもの権利擁護に関するマニュアルが整備され、虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られ、教育・保育の場で意識して取り組んでいる。申し送りや職員会議等で、日々の教育・保育を通して子どもの変化(身体の痣や服の汚れ等)に注意を払うよう職員を指導している。新規採用職員、経験年数の浅い職員に対するより一層の研修等の充実に期待したい。 | | |
| A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成 | | | |
| 47 | A② | A② 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基く全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。 | a |
| | 判断基準 | a | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。 |
| | | b | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成しているが、十分ではない。 |
| | | c | 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。 |
| 評価機関 | 全体的な計画には、こども園の理念や教育・保育目標が位置づけられている。さらに、教育と保育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間などで作成されている。計画は園長、主任・主幹保育教諭中心に作成した案にもとづいて職員会議で検討して策定されている。 | | |
| A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的課題 | | | |
| 48 | A③ | A③ 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 | a |
| | 判断基準 | a | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 |
| | | b | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。 |
| | | c | 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。 |
| 評価機関 | 各部屋に温湿計を設置。常に窓の開放とエアコンを組み合わせることで換気や温度に配慮している。日頃から室内清掃を徹底し、テーブルやドアノブ等は重点的に拭き取っている。戸外遊具は破損や汚れ等の安全点検を適宜行っている。手洗い場は子どもが利用しやすい高さに設置され、「正しい手洗い」のポスター等が掲示され、子どもたちに分かりやすいように配慮されている。トイレは乾式の床を使用し清潔が保たれ、男児用小便器以外は、個室でプライバシーに配慮されている。 | | |

| | | 評価項目 | 評価結果 |
|------|--|---|--|
| 49 | A④ | A④ 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。 | a |
| | 判断基準 | a | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。 |
| | | b | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。 |
| | | c | 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っていない。 |
| 評価機関 | 一人ひとりの子どもについては、入所時の調査書や保護者との面談で子どもの発達や状況を把握している。日々の教育・保育では子どもの様子や気になる事を日頃からこまめに職員間で話し合い、昼礼等で共有して支援している。家庭環境から生じる一人ひとりの子どもの個人差については、保護者に対し家庭での生活習慣の改善等の協力を求めるなど個別に対応を行っている。 | | |
| 50 | A⑤ | A⑤ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 | a |
| | 判断基準 | a | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 |
| | | b | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。 |
| | | c | 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。 |
| 評価機関 | 指導計画は、年齢に応じた基本的な生活習慣に関する自立のための計画となっており、職員はその目安にそって言葉掛けや援助を行い、子どもの主体性に配慮している。また活動の時間とメリハリを付け、午睡時は、落ち着いて眠れるよう静かな環境を整えるなど配慮している。生活習慣の習得にあたっては、子どもの興味を引き主体性を持たせることで強制することなく取り組んでいる。引き続き色々な取り組みにチャレンジしつつ、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重しながら基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備と援助に期待したい。 | | |
| 51 | A⑥ | A⑥ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。 | b |
| | 判断基準 | a | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。 |
| | | b | 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。 |
| | | c | 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。 |
| 評価機関 | 戸外・園外活動では近隣を散歩しながら季節の落ち葉を拾ってクラスに展示したり、契約農家にて芋掘り体験を実施。また、園庭での野菜や花苗の栽培等、子どもが主体的に活動できる環境整備や子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されている。子ども同士のトラブルでは状況を見守りつつ、どのように感じたか、どのような言葉を返した方が良いかなどを聞き取りながら子ども達の気付きを促すことで自分で解決する力を育てている。 今後はコロナ禍で開催できていない空手や手話の体験や発表等、より子どもの興味関心を惹きながら主体的に活動できる環境整備、生活と遊びを豊かにする取り組みに期待したい。 | | |

| | | 評価項目 | 評価結果 |
|------|---|--|---------------------------------------|
| 52 | A⑦ | A⑦ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| | 判断基準 | a | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 |
| | | b | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 |
| c | | 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 | |
| 評価機関 | 乳児期は、疾病への抵抗力の弱さや心身の機能の未熟さに配慮し、一人ひとりの子どもの発達や健康状態の変化を気づかい、保護者と日々の変化について共通理解を深める為、送迎時の声掛けの他、連絡ノートを通して連携を密に取っている。子どもの発達に応じて興味や関心を持つことができるように遊びへの配慮がされている。園の看護師を常時配置。外部講師に実際の保育状況を見せて助言をもらい、空間を意識した飾り付けを実施する等より良い環境作りに配慮している。 | | |
| 53 | A⑧ | A⑧ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | b |
| | 判断基準 | a | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 |
| | | b | 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 |
| c | | 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。 | |
| 評価機関 | 3歳児未満の保育では、自我の芽生えや興味が増えてくることから一人ひとりの子どもの状態に応じて、落ち着いた雰囲気の中で基本的な生活習慣が徐々に身につくよう見守る保育を行っている。走ったり、登ったりする遊びが増えてくることから、転倒、打撲、落下のリスクも増える時期なので、ヒヤリハットなどの危険因子を職員間で共通理解し、子どもの意欲を制止することなく注意しながら見守る保育を行っている。コロナ禍により異年齢児の交流や外部との交流が難しい状況だが、地域の老人ホーム主催の敬老会へのオンラインによる参加や交番への感謝状を贈る等、保育教諭以外との関わりを持っている。その他交流の機会等を企画しており、コロナ禍が落ち着けばより充実した関わりが展開されるものと期待したい。 | | |
| 54 | A⑨ | A⑨ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| | 判断基準 | a | 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 |
| | | b | 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 |
| c | | 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。 | |
| 評価機関 | 食育や保健、安全、絵本や体育、音楽や表現活動等、多くの年間計画を立てている。子どもの不安な気持ちを受け止め、新しい環境に馴染めるよう園での生活の仕方やルール等を丁寧に子どもに伝え、身の回りのことが一人でするよう援助している。園での自分の役割を確認し、意欲的に取り組めるようにしている。また就学を意識し、生活リズムを整え基本的な生活習慣の確立を図っている。保育者は生活や遊びの中で文字や数字に触れる環境を整えるよう配慮している。 | | |

| | | 評価項目 | 評価結果 |
|------|------|---|---|
| 55 | A⑩ | A⑩ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| | 判断基準 | a | 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 |
| | | b | 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。 |
| c | | 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。 | |
| 評価機関 | | 発達支援の必要な子どもを受け入れ、個別対応等に配慮している。年齢児ごとのクラスで一緒に過ごしながら、個に応じて落ち着く空間の確保もできている。子どもが利用している児童発達支援事業所等から情報収集を行い、情報共有の場を設けている。また、子どもや保護者の要望等を確認して個別の支援計画に反映させている。他の保護者にも、入園時の説明会やクラス懇談会で障がいのある子どもの教育・保育について伝え理解を得ている。 | |
| 56 | A⑪ | A⑪ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 | b |
| | 判断基準 | a | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。 |
| | | b | それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。 |
| c | | それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。 | |
| 評価機関 | | コロナ禍による感染拡大防止に基づき、日常の保育における異年齢児の交流は控えている。発表会や行事等を通して異年齢児の取り組みを披露する場を設けている。在園時間の異なる子どもの環境整備と教育・保育内容や方法への配慮について、希望する子どもには午睡を対応している。保護者への連絡は送迎時に直接伝えたり付箋メモを活用するなど工夫している。 1号認定子どもについては実質的に長期休暇を想定されずに受け入れているが、長期休暇を希望する家庭が出てきた際に備え、対応を準備することが望まれる。 | |
| 57 | A⑫ | A⑫ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | a |
| | 判断基準 | a | 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 |
| | | b | 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。 |
| c | | 小学校との連携や就学を見通した計画、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。 | |
| 評価機関 | | 小学校との接続については全体的な計画と5歳児の指導計画に位置付けられ、それにもとづいて教育・保育が行われている。子どもが小学校以降の生活について見通しを持てるよう、地域の小学校の紹介ビデオを鑑賞してイメージしてもらうなど配慮している。保護者についても就学に向けた個別面談する等の支援をしている。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 | |
|---------------------|---|--|----------|
| A-2-(3) 健康管理 | | | |
| 58 | A⑬ | A⑬ 子どもの健康管理を適切に行っている。 | a |
| 判断基準 | a | 子どもの健康管理を適切に行っている。 | |
| | b | 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。 | |
| | c | 子どもの健康管理を適切に行っていない。 | |
| 評価機関 | <p>子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルにもとづき入園時の調査票や面談等で子どもの既往歴や予防接種の状況を把握している。日々の子どもの健康状態は、登園時の観察や検温等で把握している。子どものケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡するとともに、保護者が迎えに来るまで園で対応している。入園のしおりに子どもの健康に関する対応が記載され、入園時に保護者への説明がなされている。乳幼児突然死症候群(SIDS)についてのチラシ・ポスター等を玄関先や保育室等各所に掲示し、個別面談等では、家庭での子どもの就寝時の体勢について聴き取り、注意喚起を行っている。</p> | | |
| 59 | A⑭ | A⑭ 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 | a |
| 判断基準 | a | 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 | |
| | b | 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。 | |
| | c | 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。 | |
| 評価機関 | <p>健康診断、歯科健診の結果は、保護者に対し文書で配布している。未受診の子に対しては受診を促しているが、保護者が対応できない時には調整して園で対応することもある。健診結果について職員会議等で共有し、感染症予防に向けて子どもたちに手洗いやうがい等を教え、保育に反映している。</p> | | |
| 60 | A⑮ | A⑮ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | a |
| 判断基準 | a | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 | |
| | b | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。 | |
| | c | アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。 | |
| 評価機関 | <p>アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。食物アレルギー等のある子どもについては、医師の指示書を提出してもらっている。調理室での二重チェックの他、アレルギーのある子どもの食器やトレイは色を変えて配膳する等、他の子どもとの相違に配慮がなされている。意識定着を図るために除去食で無い場合も常に食器類は色違いのままとし、座席を指定するなどの工夫を行っている。</p> | | |

| 評価項目 | | 評価結果 |
|--------------------------|--|--|
| A-2-(4) 食事 | | |
| 61 | A⑯ | A⑯ 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a |
| 判断基準 | a | 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 |
| | b | 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。 |
| | c | 食事を楽しむことができる工夫をしていない。 |
| 評価機関 | 食事を楽しむことができるように、食育年間計画が作成され全体的な計画や指導計画に食育を位置付けている。季節を感じながら子どもたちが食に関心をもち、食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいる。子どもが達成感を味わえるように食べられる量にし、偏食のある子どもには、少量から挑戦できるように配慮されている。子どもに人気のメニューをレシピ化して家庭に提供する等食育に関する連携も図っている。 | |
| 62 | A⑰ | A⑰ 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a |
| 判断基準 | a | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 |
| | b | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。 |
| | c | 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。 |
| 評価機関 | 法人の栄養士が作成した献立にもとづいて園内の厨房で調理している。検食は園長や主任保育教諭等が行い業務日誌に記録しており、季節や行事に配慮した献立とおやつが用意されている。調理室はガラス越しに調理の様子が見えるようになっている。調理師も子どもたちの食事の様子を見て回りコミュニケーションをとるなど、子どもの好き嫌い等を把握している。衛生管理マニュアルにもとづき従業員の衛生管理チェックも行なわれている。 | |
| A-3 子育て支援 | | |
| A-3-(1) 家庭との緊密な連携 | | |
| 63 | A⑱ | A⑱ 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a |
| 判断基準 | a | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 |
| | b | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。 |
| | c | 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。 |
| 評価機関 | 家庭との日常的な情報交換は送迎時や連絡帳の他、必要に応じメモや手紙を書くこともある。入園時や、個人面談、保護者懇談会、保育参観等の行事を保護者の理解を得る機会とし、保護者と子どもの成長を共有できる支援に努めている。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、新入園児面接資料や児童票に記載され、支援を要する子どもは個別支援計画に反映させている。また、毎日の活動内容を玄関前にクラスごとに書き出したり、定期的にホームページへ写真をアップするなど、日常の様子が伝わるように取り組んでいる。 | |

| 評価項目 | | 評価結果 | |
|------------------------|---|---|--|
| A-3-(2) 保護者等の支援 | | | |
| 64 | A⑱ | A⑱ 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 | b |
| | 判断基準 | a | 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 |
| | | b | 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。 |
| | | c | 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。 |
| 評価機関 | 園では、日々の送迎時や個別面談、クラス懇談会等を保護者との信頼関係を築く機会としている。保護者からの相談内容によっては、園長や主幹保育教諭等から助言を受けられる体制を整えており、専門機関につなぐこともある。相談内容は必要に応じて職員会議で周知されている。記録については、関係職員間で共通理解を図りやすいように整備することが期待される。 | | |
| 65 | A⑳ | A⑳ 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | b |
| | 判断基準 | a | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 |
| | | b | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。 |
| | | c | 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。 |
| 評価機関 | 職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(身体の痣、服の汚れ等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。不適切な養育(虐待)の可能性がある場合には、園長、主幹保育教諭、看護師へ報告し対応を協議し、地域の子育て支援機関と連携して虐待防止に取り組んでいる。不適切な養育を発見した場合の対応等については簡易なマニュアルが作成されており、虐待防止に関する園内研修を行っている。 新規採用職員等経験年数の浅い職員向けに更なる充実した研修を行うことと、すでに作成されているマニュアルを日常的に活用するためにも、法的根拠等も含んだより実践的なマニュアルとなるよう期待したい。 | | |